

# 系統用蓄電池の設置に係る開発許可制度上の取扱いフロー

【参考資料】

R8.8.18 須賀川市建設部 まち共創課 作成

## ・電気事業法第2条第1項第16号

計画している系統用蓄電池は、A又はBどちらの用に供する設備ですか？

A

- ・小売電気事業
- ・特定卸供給事業
- ・電気事業法第2条第1項第16号に該当しない事業

B

- ・一般送配電事業
- ・配電事業
- ・発電事業
- ・送電事業
- ・特定送配電事業

計画施設は、建築物又は第一種特定工作物に該当しますか？

建築物

(専用コンテナを複数積み重ねたものを含む)

第一種特定工作物 ※1

(建築物に該当しないが、危険物を含有するもの)

左記以外のもの

計画地（開発区域）の規模により開発許可 必要

市街化区域内の場合 : 1,000㎡以上

市街化調整区域内の場合 : 立地基準がないため **開発許可不可(規模によらず)**

都市計画区域外の場合 : 10,000㎡以上 ※2

開発許可 不要

※1 都市計画法第4条第11項に規定する第一種工作物のうち、危険物の貯蔵又は処理に供する工作物を指します。

【危険物：建築基準法施行令第116条第1項の表の危険物(リチウムイオン電池の電解液等)】

※2 3,000㎡以上10,000㎡未満の場合は、市開発事業指導要綱に基づく届出が必要です。